

議案第 47 号

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年9月4日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

福祉医療費の支給対象を拡大するとともに、所要の改正を行うもの。

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

長与町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条第1号中「第2条第2項」を「同令第2条第2項」に改め、同条第2号中「、難病患者及びこどものうち中学校に就学しているもの」を「若しくは難病患者」に、「又は」を「若しくは」に、「。又、」を「、又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長与町福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。